

◆ 21年度の健全化判断指標等を公表します ◆

平成21年度決算に基づく奥出雲町の健全化判断比率等を公表します。これは、平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が成立し、地方公共団体の「財政健全化度」を判断する新たな指標が導入されたことに伴うもので、一般会計のほか、特別会計や公営企業会計（病院、水道など）も含めた財政健全化への取り組みが必要となっています。

【平成21年度決算における健全化判断比率】

区分	①実質赤字比率	②連結実質赤字比率	③実質公債費比率	④将来負担比率
奥出雲町の指数 〔参考：H20の指数〕	— 〔—〕	— 〔—〕	22.5 〔23.2〕	268.3 〔288.5〕
（早期健全化基準）	(13.81)	(18.81)	(25.0)	(350.0)
（財政再生基準）	(20.00)	(40.00)	(35.0)	

※ 実質赤字比率、連結実質赤字比率はともに黒字のため、「—」表示しています。

◆ 指標が基準値を超えると？

早期健全化基準を超えた場合

財政健全化計画の策定が義務付けられるなど、自主的な改善努力により財政健全化が求められます。

財政再生基準を超えた場合

財政再生計画の策定が義務付けられるなど、国等の関与により確実な再生が求められます。

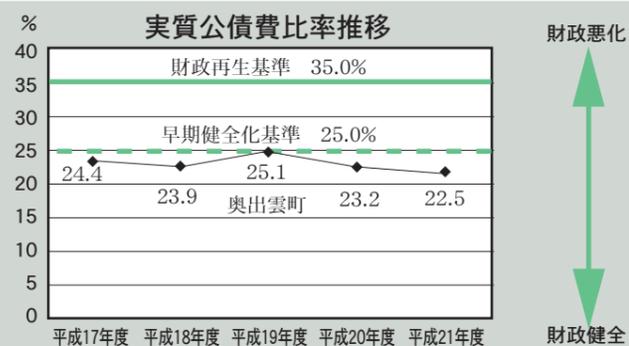
経営健全化基準を超えた場合（公営企業会計）

再生計画の策定が義務付けられるなど、国等の関与による確実な経営の健全化、再生が求められます。

③ 実質公債費比率

奥出雲町では、前年度に比べ、改善しました。

〔 21年度の指標：22.5% 〕
〔 0.7ポイント改善 〕

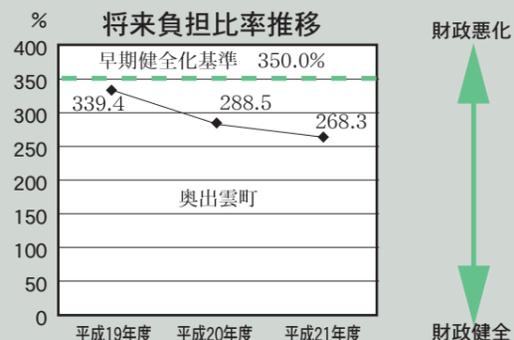


借入金の返済額およびこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示します。一般会計等で返済する町債（町の借金）の償還だけでなく、消防署など一部事務組合への負担金、病院・下水道等の公営企業会計に対する繰出金のうち、元利償還金など、全ての債務の返済を合計し、標準財政規模（※）で割って算出します。

④ 将来負担比率

奥出雲町では、前年度に比べ改善しました。

〔 21年度：268.3% 〕
〔 20.2ポイント改善 〕

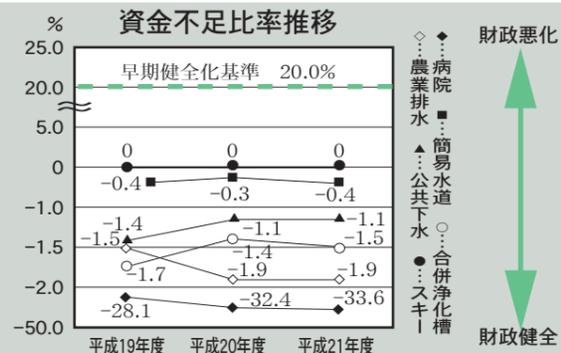


地方公共団体の一般会計の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高の程度を指標化し、将来負担を圧迫する可能性が高いかどうかを示します。

⑤ 資金不足比率

奥出雲町では、全ての会計で資金不足は発生していません。

本町では病院事業特別会計をはじめ6つの特別会計が対象となりますが、町が補助金を支出し、いずれの会計でも資金不足は発生していません。

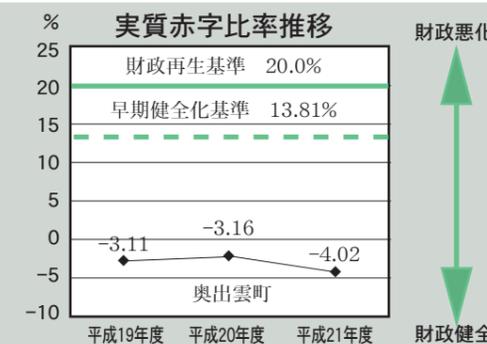


一般会計の赤字にあたる公営企業会計の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入等の規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示すもので、特別会計ごとに算出します。

① 実質赤字比率

奥出雲町では、赤字額は発生していません。

（3億1,293万円の黒字決算）

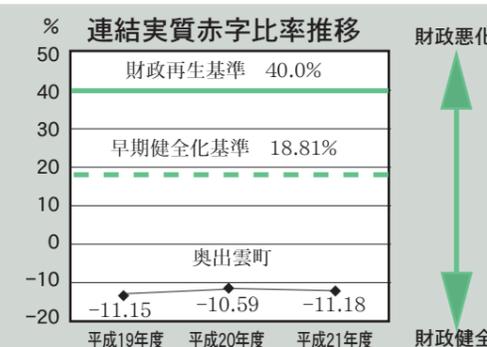


福祉、教育、まちづくり等を行う自治体の一般会計の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示します。

② 連結実質赤字比率

奥出雲町では、連結実質赤字額は発生していません。

一般会計と特別会計を合算して、8億7,078万円の黒字決算



全ての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体としての運営の深刻度を示します。

【用語説明】

標準財政規模

地方公共団体の一般財源の標準的な大きさを示す指標。

地方税や地方交付税など地方公共団体が自由に使えるお金の大きさを表しています。地方公共団体が通常水準の行政サービスを提供する上で必要な一般財源の目安となる数値で、財政分析や財政運営の指標算出のためなどに利用されます。

実質公債費比率

一般会計の地方公共団体の公債負担を表す指標。

この比率（三カ年平均）により、起債発行のために一定の手続きが必要となり、制限がかかる場合があります。

一八%を超えるとき

これらまででおおり許可を受けて起債を行う「地方債許可団体」

一五%を超えるとき

発行が制限される「起債制限団体」となるとともに、財政健全化の計画策定が義務付けられる「早期健全化団体」に指定されます。

三五%を超えるとき

「財政再生団体」に指定され、実質的な国の管理のもと、財政再建に取り組むことになり、総務大臣の許可が得られなければ公共事業に係る起債発行もできません。